

2. 求職活動支援書作成の流れ

高年齢離職予定者の発生

- 高年齢離職予定者とは「事業主都合の解雇等」又は、「継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準を定めた場合において、その基準に該当しなかったこと」により、離職することが予定されている高年齢者等をいいます。（なお、定年退職及び継続雇用制度がある場合における継続雇用期間満了者に対する取り扱いは 11 ページを参照。）

労働組合等からの意見聴取

- 事業主は、求職活動支援書を作成する前に、高年齢離職予定者に共通して講じようとする再就職の援助等に関する措置の内容について、労働組合等（事業所に労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合、ない場合には労働者の過半数を代表する者）の意見を聴いてください。

求職活動支援書作成対象者の把握

- 高年齢離職予定者が決定したときには、事業主は速やかに求職活動支援書の作成・交付についての希望の有無を把握してください。

離職予定者本人から具体的な希望の聴取

- 事業主は、求職活動支援書の作成にあたって、あらかじめ、高年齢離職予定者本人の再就職及び在職中の求職活動に関する希望を十分に聴いてください。

離職予定者本人に対する求職活動支援書の交付

- 求職活動支援書を作成した場合は、速やかに高年齢離職予定者に交付してください。
→ハローワークは労働者から求職活動支援書の提示を受けたときは、その記載内容を踏まえ、職業相談や職業紹介等きめ細かなサポートを行います。